

観光地におけるたばこのぼい捨ての実態とその対策

—廿日市市宮島町での調査をもとに—

村 上 恵 子

Actual situation of cigarette littering in tourist areas and its measures:

Survey in Miyajima-cho

Keiko MURAKAMI

1. はじめに

平成 14 年、東京都千代田区が全国初の過料を適用する歩きタバコ禁止条例を施行したのを機に、路上での喫煙やタバコの吸殻のぼい捨てを禁止する罰金・過料規定が設けられた条例を制定する地方自治体が相次いだ¹。千代田区によって施行された条例の対象地区は駅周辺などの歩行者の多い地区であったが、その後、過料を適用する条例の対象地区はオフィス街や繁華街、観光地にも広がった。中国地方においても、平成 15 年に広島市が「広島市ぼい捨て等の防止に関する条例」を施行し、広島駅周辺などの歩行者の多い地区ならびに平和記念公園周辺の観光地が美化推進区域・喫煙制限区域に指定されたが、その翌年の平成 16 年には美化推進区域・喫煙制限区域での喫煙とタバコの吸殻のぼい捨てに対して過料を科すことが決定されている。

このような条例制定の動きは、平成 17 年 2 月 27 日に世界保健機関（WHO）のもとで多数国間条約「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が発効され、さらに平成 19 年にタイ・バンコクにおいて開催された同条約の第 2 回締約国会合で「たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン」が採択された後、ますます加速した。このガイドラインは、すべての屋内の職場、屋内の公共の場及び公共交通機関を禁煙にすべきと定めているが、これを受けて平成 22 年 2 月に厚生労働省によって示された「受動喫煙防止対策について（健発 0225 第 2 号）」では、屋内での受動喫煙防止対策の基本的な方向性に加え、「屋外であっても子どもの利用が想定される公共的な空間では、受動喫煙防止のための配慮が必要である」と、屋外での対策についても一部言及された。

そして、現在、住民の健康保護や生活環境保全、美観確保など多様な目的のもと、罰金・過料

1 村中（2015）によると、「路上喫煙防止の流れは、平成 4 年の福岡県北野町（現：久留米市）において、「北野町の環境をよくする条例」（平成 4 年北野町条例第 13 号）によってたばこのぼい捨て禁止が定められたことを嚆矢として、千代田区条例による罰則規定の導入」に至ったと述べられている。

のあり方や喫煙禁止地区の指定のあり方などに関して規制内容の異なる多様な条例が、全国の地方自治体によって施行されている²。すなわち、各地域の状況に鑑みた条例が各地方自治体によって策定されているのである。そこで、本稿では、広島県の代表的な観光地の1つであり、世界遺産「厳島神社」を有する宮島町（広島県廿日市市）でたばこの吸殻のぼい捨て調査と事業所を対象とする路上喫煙に関するアンケート調査を実施し、宮島におけるぼい捨てと路上喫煙の実態を明らかにするとともに、その対策を検討する。

本稿の構成は以下のとおりである。まず次節で、宮島島内におけるたばこの吸殻のぼい捨てと路上喫煙の実態を明らかにするとともに、3節で宮島島内での喫煙に対する観光客の意識を確認する。4節では、路上喫煙・ぼい捨てに関する様々な施策を整理・分類した上で、それを参考に宮島島内での今後の路上喫煙と吸殻のぼい捨てに関する施策を検討する。最後に5節で結論と今後の課題を述べる。

2. 宮島島内におけるぼい捨てと路上喫煙の実態

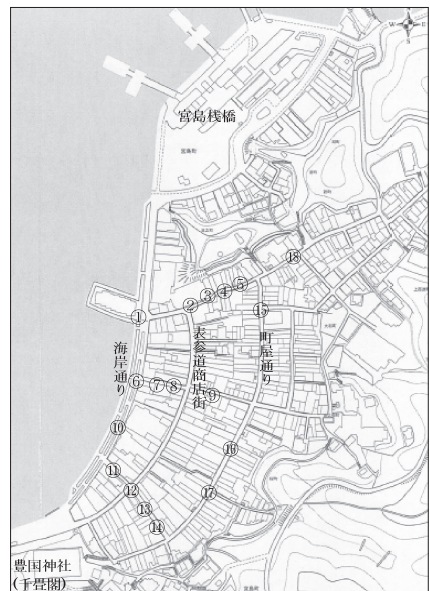
2.1 たばこの吸殻のぼい捨ての実態

本稿では、宮島島内の中でも特に事業所が密集し、観光客の往来も多い宮島栈橋から豊国神社（千畳閣）および厳島神社を結ぶ3つの通り（表参道商店街、町屋通り、海岸通り）とその3つの通りを結ぶ小路において、たばこの吸殻のぼい捨ての実態を調査した。ただし、2016年8月に事前調査を実施した際、道路上に捨てられた吸殻はほとんどない一方で、多くの吸殻が側溝内に捨てられていることを確認したため、実際の調査では、図1に示す18地点の側溝内に捨てられているたばこの吸殻（フィルター部のみも含む）の数を計測した。調査は、2016年10月7日から10月27日までの各週1回、計4回実施した。

調査結果は表1に示す通りである。まず、調査時点別に捨てられていた吸殻の数を見ると、初回調査では、過去に捨てられた吸殻の蓄積があるため、18地点に捨てられていた吸殻の数は246本にのぼった。その後の調査でも、毎週平均142.3本の吸殻が新たに捨てられていた。なお、宮島町では、側溝の清掃は年に1回程度、不定期に行われており、住民が定期的に自宅前の側溝の清掃をしているケースも見られた。さらに、今回調査した側溝は海とつながっているため、大潮のときは一部の吸殻が海に流れている可能性もある。このため、実際には、表1に示した数以上の吸殻が捨てられていたと考えられる。

次に、調査地点別に捨てられていた吸殻の数を見ると、人通りの多い3つの通りにある側溝（地点①や⑥、⑩～⑫、⑮など）より、3つの通りを結ぶ小路にある側溝（地点②～⑤、⑦～⑨、⑱など）で、多くの吸殻が確認された。特に公衆トイレ前の側溝（地点⑦）や、人通

図1 ぼい捨て調査地点



2 深町（2010）は、東京都特別区23区、政令指定都市19市、中核市を中心とした都市52市について、路上喫煙条例・ぼい捨て禁止条例の有無と内容を調査、比較している。

表1 宮島島内におけるたばこの吸殻のぼい捨ての実態

(単位:本)

調査地点 No.	道路の 種類	第1回調査 (2016/10/7)	第2回調査 (2016/10/14)	第3回調査 (2016/10/21)	第4回調査 (2016/10/27)	計
①	県道	2	5	1	4	12
②	市道	86	26	6	6	124
③	市道	21	9	4	12	46
④	市道	8	4	0	12	24
⑤	市道	38	11	6	14	69
⑥	市道	8	2	0	0	10
⑦	市道	32	24	5	27	88
⑧	市道	6	7	5	9	27
⑨	市道	11	1	8	7	27
⑩	市道	4	2	4	6	16
⑪	市道	2	0	0	2	4
⑫	市道	4	4	1	5	14
⑬	市道	0	14	9	6	29
⑭	市道	1	1	0	1	3
⑮	市道	5	4	2	3	14
⑯	市道	0	2	3	16	21
⑰	市道	18	6	15	15	54
⑱	市道	—	—	78	13	91
計		246	122	147	158	673

りがほとんどない場所（地点⑱）には、より多くの吸殻が捨てられていた。なお、表参道商店街と他の2本の通りを結ぶ小路の側溝内には、食品や飲料容器のぼい捨ても観察された。

2.2 路上喫煙の実態～宮島島内の事業者に対する調査結果より～

本稿では、2017年1月20日から2月13日の間、宮島島内の表参道商店街、海岸通り、町屋通りで事業を営む事業所に、訪問配布・郵送回収方式で、アンケート調査（調査名称：「宮島島内の事業所における喫煙の実態調査」、調査主体：廿日市市環境産業部環境政策課）を実施した。調査票配布数は114、有効回収数は64、有効回収率は56.1%であった。図2と図3には、それぞれ回答事業所の業種と回答事業所の常時勤務者数を示している。観光客の往来が多い3つの通りで事業を営む事業所を対象に調査を行ったため、小規模（常時勤務者9名以下）のサービス業者（旅館業、飲食業、卸売・小売業、飲食兼小売業を営む事業所）の割合が高くなっている。調査では主に、(1) 事業所の勤務者の喫煙の実態とそれに対する対策、(2) 宮島島内での路上喫煙の実態、(3) 観光客からの喫煙場所に関する問い合わせの実態、(4) 宮島島内での喫煙対策、の4点について回答してもらった。

図4は、宮島島内での歩行喫煙の実態についてたずねた結果を示したものである。これを見ると、「よく見かける」と「ときどき見かける」を合わせて約60%の事業者が宮島島内で歩行喫煙を日常的に見かけていることが分かる。このように宮島島内で歩行喫煙が観察される理由は、同

図2 回答事業所の業種

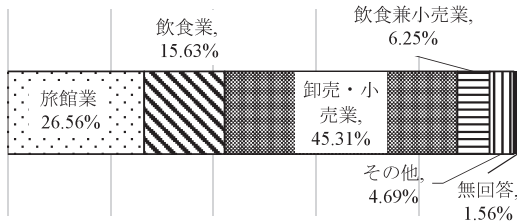


図3 回答事業所の常時勤務者数

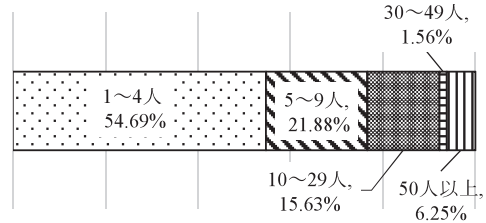
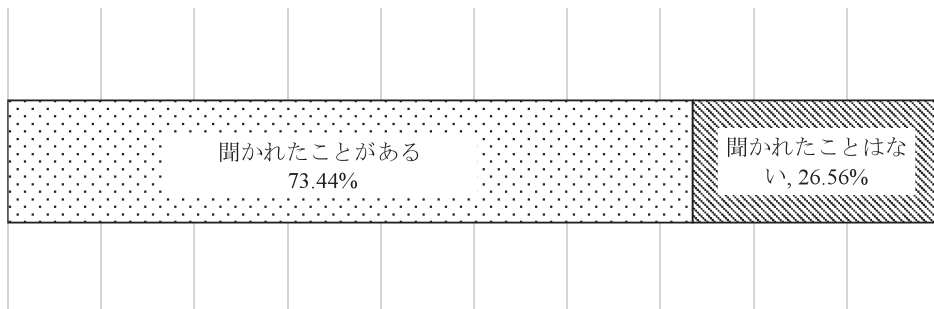


図4 宮島島内での歩行喫煙の実態



図5 観光客からの喫煙場所に関する問い合わせの有無



調査で行った「観光客からの喫煙場所に関する問い合わせを受けたことがあるか」という質問の回答から探ることができる。図5を見ると、73.4%の事業所がこれまでに喫煙場所を聞かれたことがあると回答している。ところが、表2を見ると、観光客からの喫煙場所の問い合わせに対する事業所の回答は、(1) 灰皿が設置されている場所を伝えるケース、(2) 特定の場所(灰皿の設置なし)を伝えるケース、(3) 喫煙場所は定められていないと伝えるケース、(4) 喫煙不可の場所を伝えるケースの4つに分類され、回答にばらつきがあることが明らかとなった。携帯灰皿があればどこで吸っても良いと回答している事業所もあり、このことが歩行喫煙や路上喫煙につながっている可能性がある。

さらに、宮島島内の事業所で働く従業員が喫煙するケースも考えられる。図6は、各事業所の喫煙者率をたずねた結果を示したものである。これを見ると、31の事業所で喫煙をする従業員がいることが確認できた。また、従業員に喫煙者がいると回答した31の事業所に、従業員の喫煙場所をたずねたところ、事業所敷地外と回答した事業所が7事業所(31事業所中22.6%)存在した。これらの事業所の従業員の一部が路上喫煙を行っている可能性は否定できない。

表 2 観光客からの喫煙場所に関する問い合わせへの回答

- (1) 灰皿が設置されている場所を伝えるケース
- ・フェリー乗り場（棧橋）の喫煙場所（17 事業所）
 - ・店舗敷地内の喫煙場所（店舗内、店舗庭園、店舗の外など）（7 事業所）
 - ・知っている喫煙場所（4 事業所）
 - ・水族館の先の喫煙場所（1 事業所）
 - ・駅の喫煙場所（1 事業所）
 - ・喫煙可能な飲食店（1 事業所）
- (2) 特定の場所（灰皿の設置なし）を伝えるケース
- ・海岸（海岸通り）（9 事業所）
 - ・公園、広場（携帯灰皿があれば）（4 事業所）
 - ・大杓子の裏のトイレの近く（1 事業所）
- (3) 喫煙場所は定められていないと伝えるケース
- ・どこで喫煙してもよい（同時に、「吸殻は持って帰るように」、「人の少ない所で」、「携帯灰皿があれば OK」、「迷惑をかけないように」等の声掛け）（8 事業所）
 - ・島内に喫煙場所はない（「携帯灰皿を持って人のいないところで吸うように」等の声掛け）（2 事業所）
 - ・路上でも大丈夫（1 事業所）
- (4) 喫煙不可の場所を伝えるケース
- ・表参道商店街は喫煙不可（1 事業所）

図 6 回答事業所の喫煙者率

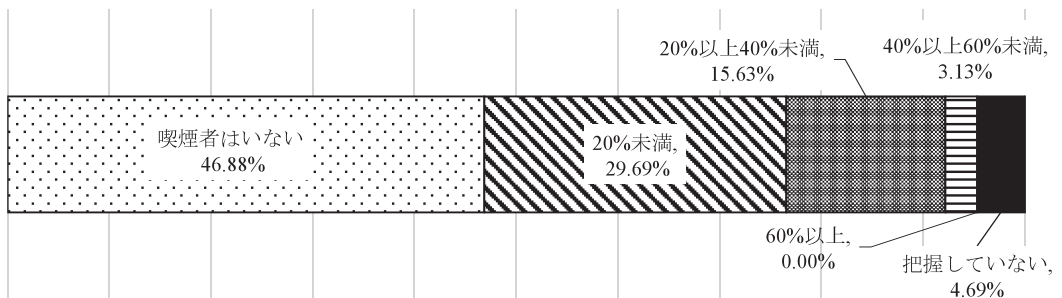
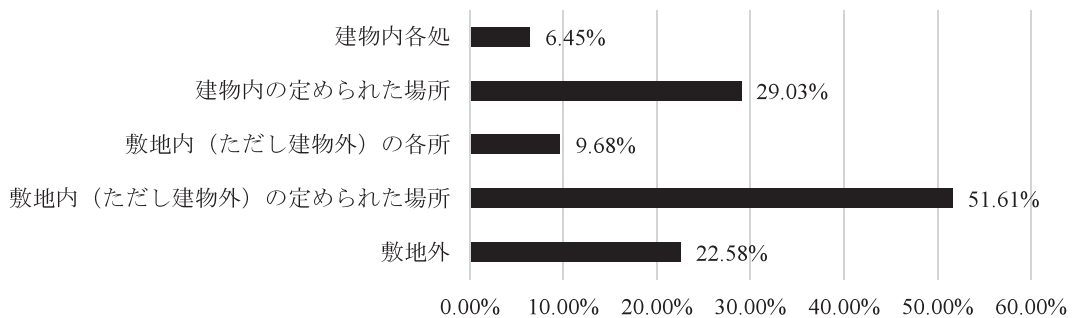


図 7 従業員に喫煙者がいると回答した事業所（31 社）の従業員の喫煙場所（複数回答）



3. 宮島島内での喫煙に対する観光客の意識

前節で宮島島内におけるばい捨てと路上喫煙の実態を明らかにしたが、宮島を訪問する観光客は島内での喫煙をどのように捉えているのであろうか。本節では、観光客への聞き取り調査の結果から、観光客の島内での喫煙に対する考え方を明らかにする。

表3は、2016年11月25日と12月11日の2日間、宮島桟橋前広場において、宮島を訪れた観光客を対象に、宮島島内での喫煙をどのように考えるかについて聞き取り調査を行った結果を示したものである。聞き取り調査に協力してくれた観光客は、日本人512人、外国人65人の計577人である。このうち、喫煙者は134人(23.2%)であった。

これを見ると、53.0%の観光客が島内の完全禁煙を希望し、45.1%が分煙を希望していることが分かる。喫煙に関するルールは必要ないと回答した者はわずか1.9%に過ぎなかった。ただし、回答者を喫煙者と非喫煙者に分けると、非喫煙者は65.0%が禁煙を、34.3%が分煙を希望し、ルール不要と回答した者は0.7%であるのに対して、喫煙者では13.4%が禁煙を、80.6%が分煙を希望し、ルール不要と回答した者は7%であった。非喫煙者で禁煙を希望する者は、「子供がいるから」、「分煙でもにおいはするから」等の理由で完全禁煙を主張し、分煙を希望する非喫煙者の多くは「理想は完全禁煙だが、喫煙者のことを考えると分煙でよい」と考えていた。喫煙者にも関わらず完全禁煙を希望する者からは「中途半端な分煙なら完全禁煙でいい」、「世界遺産の島だから吸えなくても仕方ない」、「1時間ぐらいの観光であれば我慢できる」等の意見が聞かれた。

図8には、より詳細な聞き取り調査に協力してくれた85名の喫煙者の宮島滞在時間を示してい

表3 宮島観光客の島内喫煙に対する意識

	日本人		外国人		合計
	非喫煙者	喫煙者	非喫煙者	喫煙者	
禁煙が望ましい	251人 (43.5%)	17人 (2.9%)	37人 (6.4%)	1人 (0.2%)	306人 (53.0%)
分煙が望ましい	132人 (22.9%)	101人 (17.5%)	20人 (3.5%)	7人 (1.2%)	260人 (45.1%)
ルールは必要ない	3人 (0.5%)	8人 (1.4%)	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)	11人 (1.9%)
合計	386人 (66.9%)	126人 (21.8%)	57人 (9.9%)	8人 (1.4%)	577人 (100.0%)

図8 喫煙者の宮島滞在時間(85人)

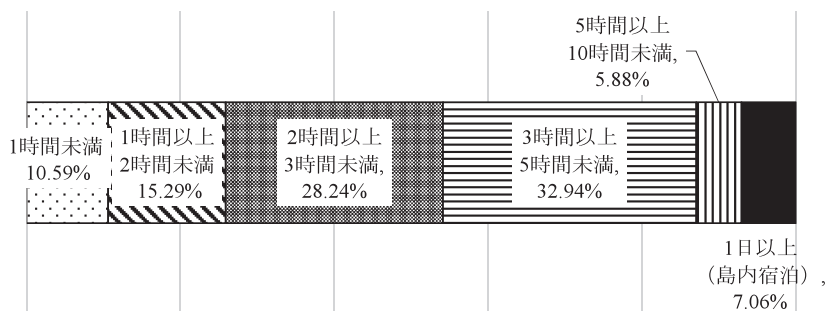


表 4 喫煙する観光客が宮島島内での喫煙にあたり困ったこと（複数回答、滞在時間別）

滞在時間（回答者数）	灰皿がない	タバコを吸える場所 がわからない	特になし	その他
2時間未満（22名）	22.7%	54.5%	27.3%	13.6%
2時間以上3時間未満（24名）	37.5%	37.5%	29.2%	12.5%
3時間以上5時間未満（28名）	25.0%	53.6%	39.3%	14.3%
5時間以上（11名）	18.2%	63.6%	36.4%	18.2%

る。ここから、宮島を訪れる喫煙者の約半数は、滞在時間が3時間未満であることが分かる。滞在時間の短さが、喫煙者であっても禁煙を望ましいと回答した原因になっている可能性がある。そこで、喫煙する観光客の滞在時間を2時間未満、2時間以上3時間未満、3時間以上5時間未満、5時間以上に区分し、喫煙者が宮島島内での喫煙にあたって困ったことは滞在時間によって異なるのかを見た。表4はその結果を示したものである。これを見ると、予想に反し、滞在時間が3時間未満の者よりも3時間以上の者の方が、宮島島内での喫煙にあたり困ったことはないと回答していた。その要因を探るため、滞在時間別に宮島島内での喫煙にあたり困ったことが特になく理由を確認すると、滞在時間が2時間未満の場合は、観光地はタバコが吸えなくても仕方がないと考える者が多く、滞在時間が長くなるにつれ、吸える場所で吸うので困らないと回答する者の数が増加した。なお、滞在時間が5時間以上の場合も観光地はタバコが吸えなくても仕方がないと回答する割合が高かったが、これは滞在時間が5時間以上で日常的に喫煙をしている観光客数が11名であり、そのうち宮島島内での喫煙にあたり困ったことが特になく理由を回答してくれた者が3名と少なかったことが影響していると考えられる。

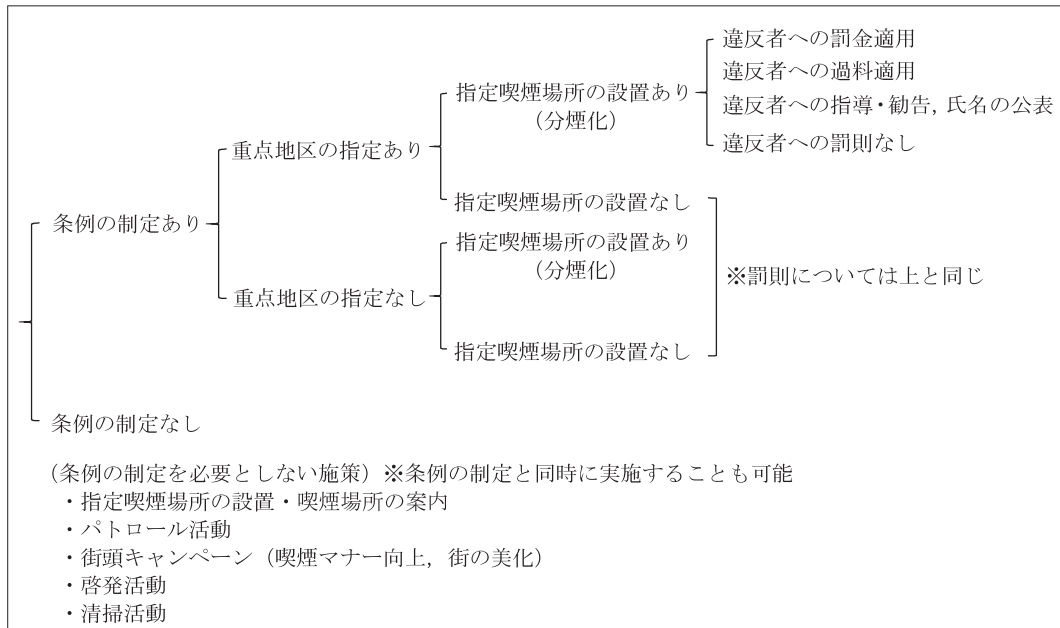
4. 宮島島内における路上喫煙・ぼい捨て対策に関する考察

4.1 各地の路上喫煙・ぼい捨て防止の取り組みとその効果

先述のとおり、全国の地方自治体によって施行されている路上喫煙とぼい捨てに関する条例および路上喫煙・ぼい捨て防止の取り組みは、その目的、内容ともに多様である。東京都における路上喫煙・ぼい捨て防止対策手法を整理した信澤・山谷（2007）は、路上喫煙・ぼい捨て防止関連条例が、罰則規定の有無などから、禁止事項の違反者に過料・罰金を科す条例、違反者に対して指導・勧告・氏名の公表などをする条例、禁止事項を定めて努力義務を課すが罰則のない条例の3つに分けることができると述べている。また、昨今は、条例によって努力義務として自治体全区域での路上喫煙・タバコのぼい捨てを禁止するとともに、人の往来の激しい地域を路上喫煙禁止地区（重点地区）にして、指導や取り締まり、指定喫煙場所の設置などを行う傾向が見られると指摘する。

国内外から多くの観光客が訪れる京都市においては、路上喫煙による市民・観光客・市内への通勤通学者等の身体・財産への被害の防止と健康への影響の抑制を図る目的で「京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例」が制定され、市内全域で屋外の公共の場所での路上喫煙が禁止されるとともに、特に人通りの多い地域が過料徴収区域（路上喫煙等禁止区域）に定められている。そして、過料の処分・徴収などの事務、ならびに路上喫煙等の禁止等に係る啓発活動、路上喫煙等

図9 路上喫煙・ばい捨て防止に関する施策



禁止区域における指導を行うために、路上喫煙等監視指導員を置き、路上喫煙等監視指導員の業務を支援するための路上喫煙等防止啓発推進員も置いている。啓発推進員の業務は、路上喫煙等の禁止に係る啓発活動や調査活動等である。さらに、喫煙マナーの向上を目的とした自主的な啓発活動に取り組む市民や事業者を支援・協働する「たばこマナー向上活動団体」制度も導入している。と同時に、路上喫煙等を禁止する区域を定めた場合に、その区域境界付近での路上喫煙やばい捨てが増える可能性も考慮し、喫煙場所の設置と標識やホームページ等による日本語、英語、中国語等での喫煙場所の周知も行っている。

図9は、路上喫煙・ばい捨て防止に関する地方自治体の施策を整理したものである。京都市や千代田区の実例からも分かるように、条例を制定し、違反者への過料・罰金を適用する重点地区(路上喫煙等禁止区域)を指定するとともに、指定喫煙場所を設置、さらには啓発キャンペーン、清掃活動も合わせて行えば、路上喫煙とたばこのばい捨ての防止に大きな効果があることが確認されている³。ただし、千代田区生活環境課(2003)でも指摘されているが、成果を上げようとすると運用コストの負担が大きくなる。信澤・山谷(2007)は、千代田区の路上喫煙・たばこのばい捨てプログラムの実施費用を示しているが、これを見ると、条例を施行した平成14年は1億5,790万円、平成15年9,522万円、平成16年7,812万円、平成17年1億5,429万円、平成18年8,049万円となっており、深町(2010)は「このような人的・物的コストを負担し得る地方

3 千代田区では、条例施行直前は約1,000本捨てられていた吸殻が、条例施行後は30本以下を維持するまでに激減した。詳しくは、信澤(2009)、信澤・山谷(2007)を参照のこと。また、京都市では、市内中心部10路線を路上喫煙等禁止区域に指定する前は、1時間当たりの通行者に占める喫煙者の割合(路上喫煙率)が0.68%であったが、禁止区域指定後は0.1%に低下し、平成28年10月には0.02%まで低下したと報告している。詳しくは、京都市ホームページ掲載の「第14回「京都市路上喫煙等対策審議会」議事次第」(<http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/cmsfiles/contents/0000027/27624/290125-singikaisiryoku14.pdf>)を参照のこと(サイト最終確認日:平成29年9月22日)。

自治体がどの程度存在するのか」と指摘している。また、東京都港区のように、分煙を促すために喫煙所を設置することもまた、路上喫煙やぼい捨て防止に効果はあるものの⁴、喫煙所の設置および喫煙所の周知にかかるコストに加え、その後の管理にも相当のコストが必要となる。

一方、条例の制定を必要とせず、運用コストも小さい施策としては、街頭キャンペーンや清掃活動、啓発活動がある。信澤（2009）および信澤・山谷（2007）では、街頭キャンペーンによってたばこのぼい捨てと路上喫煙者がともに減少したこと、特に継続的なキャンペーンの実施によってその効果が持続したことが報告されている。また、日常的な清掃活動にも、路上喫煙者率やたばこのぼい捨てを減少させる効果があることが示されている⁵。ただし、1度きりのキャンペーンでは効果は一時的なものに留まること、非リピーターが多い地区では、キャンペーンでは効果が浸透しにくいことも指摘されている。

啓発活動に関しては、従来から用いられてきたポスターや横断幕、パンフレット、テーマソング等による啓発に加え、近年、ユニークなアイディアで喫煙者自身の喫煙マナーの向上を図ろうとする取り組みが見られ始めた。例えば、京都府宇治市は、平成28年1月より、犬のフンを減らす目的で「イエローチョーク作戦」に取り組んでいたが、この作戦により放置されるフンが減少したことを受け、平成29年5月からはたばこのぼい捨てにも応用している。これは、犬のフンや吸殻の周囲をチョークで囲み、発見日時を書くという取り組みであり、これによって迷惑を被っている人の存在やその意思を伝え、フンの放置やたばこのぼい捨てを減らそうとするものである。コストもかからず、住民も手軽に取り組める方法として、宇治市のホームページでも紹介されている⁶。海外では、イギリスのNPO団体Hubbubが、様々なテーマについて投票させる投票箱に見立てた吸殻入れを設置することで、たばこのぼい捨てを減少させたことが注目されている。

4.2 宮島島内における路上喫煙・ぼい捨て防止対策に関する考察

最後に、本稿で実施した各種調査の結果と、前項で紹介した路上喫煙・ぼい捨て防止対策を参考に、宮島島内における路上喫煙・ぼい捨て対策について考察する。

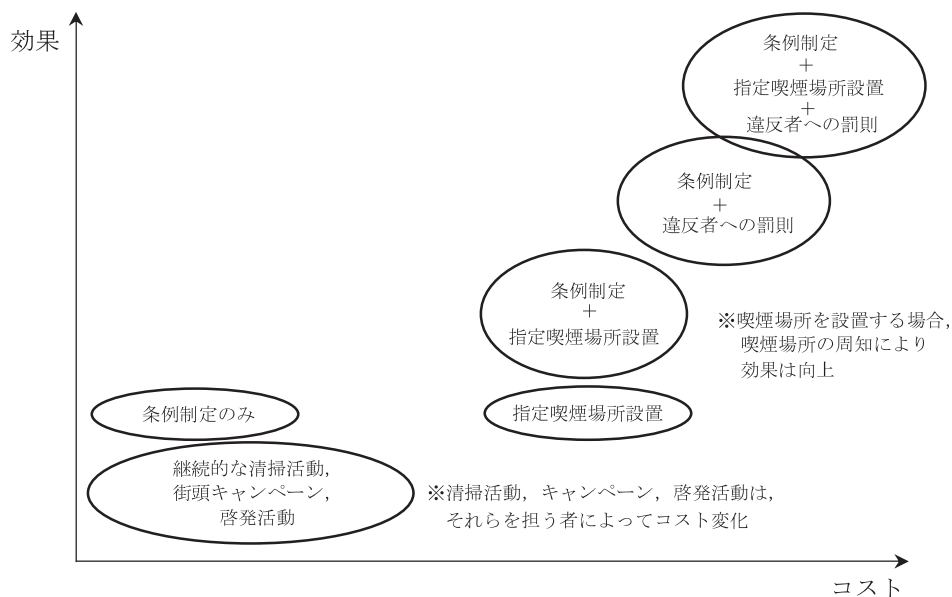
図10は、前項で紹介した路上喫煙・ぼい捨て防止対策を、効果とコストに基づいて整理したものである。これを見ると、路上喫煙・ぼい捨て防止対策の効果とコストの間には、正の相関関係が確認できる。条例を制定し、指定喫煙場所を設置するとともに違反者に罰金・過金を科す対策は、大きな効果があるものの、コストもまた大きくなる。特に過金を科す場合、違反者を公平かつ徹底的に取り締まらなければ効果が下がってしまうため、監視員の雇用・育成にコストがかかる。横浜市では喫煙禁止地区外で指導員になりすました者が現金を徴収するという事件も発生しており、喫煙禁止地区と指導員（指導員の服装なども含む）の周知も徹底して行う必要がある。一方、街頭キャンペーンや啓発活動は比較的低コストで実施できるが、非リピーターが多い観光地においては単発的な街頭キャンペーンの実施では効果が浸透しにくく、美しい景観の保護も重要視されるため一般に看板や横断幕を用いた啓発活動などを取り入れることは難しい。また、努力義務のみを定めた条例（罰則等は設けない）を制定することも、ホームページや報道機関等を

4 ぼい捨てされた吸殻の本数が、施策実施前は1日平均1,745本であったのが、実施後には400本に減少したと報告されている。信澤（2009）を参照のこと。

5 監視カメラや先行ゴミ、景観、看板のぼい捨てに対する効果を分析した中俣・阿部（2016）でも、先行ごみの除去がごみのぼい捨てを抑制することが明らかにされている。

6 詳しくは宇治市ホームページ「イエローチョーク作戦」（<https://www.city.uji.kyoto.jp/0000017936.html>）を参照のこと（サイト最終確認日：平成29年9月22日）。

図10 効果とコストから見た路上喫煙・ばい捨て防止対策



通じて周知されることで、路上喫煙やばい捨てに一定の効果が期待できる。ただし、報道機関等が取り上げるのは、通常、条例制定時に限られるため、住民や観光客が確認しやすい市や町のホームページ、観光案内のサイトなどに情報を常時掲載しておくことが望ましい。情報提供の観点では、3節で述べたように喫煙者の多くは分煙を望んでいることから、喫煙場所の案内と地元事業所への喫煙場所の周知も必要である。宮島島内において路上喫煙・ばい捨て防止対策を決定するにあたっては、宮島での実行可能性を考慮した上で、割くことのできる予算、費用と効果のどちらをより重視するのかを検討し、最も望ましいと考えられる対策を選択することが必要である。

ただし、昨今、京都市をはじめとする多くの観光地で路上喫煙やたばこのばい捨てを禁止する条例が出されたこともあり、喫煙者も観光地での喫煙に対しては一定の理解を示すようになりつつある。本稿で実施した宮島島内での喫煙に対する観光客の意識調査においても、喫煙者から「宮島という場所だから吸いたいと思わない」、「世界遺産の島だから吸えなくても仕方ない」、「観光地はタバコが吸えなくとも仕方ないと最初から思っている」、「観光地は吸えないところも増えているので禁煙でもいい」という意見が聞かれた。世界遺産である厳島神社を擁する宮島では、観光客も路上喫煙・たばこのばい捨て禁止を受け入れる雰囲気が生まれやすいと考えられる。その一方で、喫煙を禁止することで、人の少ない山中などで喫煙する観光客が現れ、山火事等が発生することを懸念する地元事業者も存在する。清掃活動や街頭キャンペーン、啓発活動の実施においても、住民や地域の事業者の協力が不可欠であることから、地域との丁寧な対話を経て、宮島町に適した施策を選択することが必要である。

5. おわりに

本稿では、宮島島内のたばこの吸殻のばい捨て調査、宮島島内の事業所への路上喫煙に関する

アンケート調査、観光客の宮島島内での喫煙に対する意識調査の結果を用いて、観光地におけるたばこのぼい捨て対策を検討した。各調査の結果、観光客の往来が多い3つの通り（表参道商店街、町屋通り、海岸通り）とその3つの通りを結ぶ小路だけ見ても、毎週平均142.3本の吸殻が新たに捨てられていること、約60%の事業者が宮島島内で歩行喫煙を日常的に見かけていること、98.1%の観光客が島内の完全禁煙もしくは分煙を希望していることが明らかとなった。また、観光客からの喫煙場所の問い合わせに対する宮島島内の事業所の回答にはばらつきがあり、島内での喫煙および喫煙場所に対する理解が事業所によって異なっているという課題も明らかになった。受動喫煙に対する国民の意識が高まる中、路上喫煙やたばこのぼい捨て防止に向けて各観光地がそれぞれの地域性を考慮した施策を検討・採択しているが、宮島においても地域との対話を通じて適した対策を検討することが望まれる。

最後に本稿に残された課題を述べる。本稿では、宮島町で取るべき対策について一般論を述べるにとどまっております。廿日市市の財政事情や、宮島町の地域住民および事業者からの路上喫煙とたばこのぼい捨てに対する意識を調査した上での提案までではできていない。より具体的な施策の提案については今後の課題である。

謝 辞

本研究は、平成28年度県立広島大学地域戦略協働プロジェクト事業「宮島口及び宮島地域における歩行喫煙等の実態調査とその防止対策の検討について」の成果の一部をまとめたものである。調査や分析にあたり、宮島町商工会をはじめ、表参道商店街の自治会ならびに町屋通りおよび表参道商店街の事業者の皆さまには大変お世話になりました。ここに記して、感謝申し上げます。

引用文献

- [1] 黒田正治郎（2011）「路上喫煙に関連した実態調査」『近畿大学短大論集』第44巻第1号，pp.53-64.
- [2] 千代田区生活環境課（2003）『路上喫煙にNO!：ルールはマナーを呼ぶか：路上喫煙に過料2,000円』ぎょうせい
- [3] 中俣友子・阿部恒之（2016）「ゴミのポイ捨てに対する監視カメラ・先行ゴミ・景観・看板の効果」『心理学研究』第87巻第3号，pp.219-228.
- [4] 信澤由之・山谷修作（2007）「路上喫煙防止対策の手法とその効果」『公益事業研究』第59巻第2号，pp.1-10.
- [5] 信澤由之（2009）「路上喫煙・ポイ捨て防止策の特徴と課題」『現代社会研究』第7号，pp.89-98.
- [6] 深町晋也（2010）「路上喫煙条例・ポイ捨て禁止条例と刑罰論—刑事立法学序説—」『立憲法学』第79号，pp.57-86.
- [7] 村中洋介（2015）「路上喫煙防止条例による規制—横浜市路上喫煙訴訟を事例として—」『近畿大学法学』第62巻第3・4号，pp.329-358.